

青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則新旧対照表

新	旧
○青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 昭和三十九年十一月十六日 青森県規則第百五号 第一条～第二条（略） （貸付けの申請） 第三条 法第十三条第一項各号に規定する資金の貸付けを受けようとする者(母子・父子福祉団体を除く。)は、貸付申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 一 貸付申請者の戸籍謄本 二 法第六条第一項に規定する配偶者のない女子であることを証する書類 三 現に児童(法第十三条第一項の規定により児童に含まれる者を含む。)を扶養していることを証する書類 四 母子事業開始資金又は母子事業継続資金の貸付申請の場合には、事業計画書及び経費見積書 五 母子修学資金の貸付申請の場合には、在学証明書 六 母子技能習得資金の貸付申請の場合には、技能習得先の状況を明らかにした書類 七 母子修業資金の貸付申請の場合には、修業の事実を証する書類 八 母子就職支度資金の貸付申請の場合には、就職又は就職見込みを証する書類 九 母子医療介護資金の貸付申請の場合には、診断書若しくは施術意見書又は介護に要した費用の額及び当該介護に係る保険給付の額が記載された書類 十 母子住宅資金の貸付申請の場合には、増改築又は補修計画書及び経費見積書 十一 母子転宅資金の貸付申請の場合には、賃貸借契約による敷金、前家賃等一時金を必要とする事実を証する書類 十二 母子就学支度資金の貸付申請の場合には、合格証明書又は入学証明書 十三 母子結婚資金の貸付申請の場合には、媒酌人等の証明書 十四 政令第八条 <u>第五項</u> 又は第九条第一項の保証人の保証書 第四条（略） （保証人の要件） 第五条 政令第八条 <u>第五項</u> 及び第九条第一項の保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 一 一定の職業及び収入を有し、かつ、独立の生計を営んでいること。 二 原則として県内に一年以上引き続き居住し、かつ、申請者と同一市町村内に居住していること。 三 原則として年齢満六十歳以下の身体の健康な者であること。 第六条～第七条（略）	○青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 昭和三十九年十一月十六日 青森県規則第百五号 第一条～第二条（略） （貸付けの申請） 第三条 法第十三条第一項各号に規定する資金の貸付けを受けようとする者(母子・父子福祉団体を除く。)は、貸付申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 一 貸付申請者の戸籍謄本 二 法第六条第一項に規定する配偶者のない女子であることを証する書類 三 現に児童(法第十三条第一項の規定により児童に含まれる者を含む。)を扶養していることを証する書類 四 母子事業開始資金又は母子事業継続資金の貸付申請の場合には、事業計画書及び経費見積書 五 母子修学資金の貸付申請の場合には、在学証明書 六 母子技能習得資金の貸付申請の場合には、技能習得先の状況を明らかにした書類 七 母子修業資金の貸付申請の場合には、修業の事実を証する書類 八 母子就職支度資金の貸付申請の場合には、就職又は就職見込みを証する書類 九 母子医療介護資金の貸付申請の場合には、診断書若しくは施術意見書又は介護に要した費用の額及び当該介護に係る保険給付の額が記載された書類 十 母子住宅資金の貸付申請の場合には、増改築又は補修計画書及び経費見積書 十一 母子転宅資金の貸付申請の場合には、賃貸借契約による敷金、前家賃等一時金を必要とする事実を証する書類 十二 母子就学支度資金の貸付申請の場合には、合格証明書又は入学証明書 十三 母子結婚資金の貸付申請の場合には、媒酌人等の証明書 十四 政令第八条 <u>第四項</u> 又は第九条第一項の保証人の保証書 第四条（略） （保証人の要件） 第五条 政令第八条 <u>第四項</u> 及び第九条第一項の保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 一 一定の職業及び収入を有し、かつ、独立の生計を営んでいること。 二 原則として県内に一年以上引き続き居住し、かつ、申請者と同一市町村内に居住していること。 三 原則として年齢満六十歳以下の身体の健康な者であること。 第六条～第七条（略）

新	旧
(借用証書等の提出) 第八条 第三条の規定により申請した者で貸付決定通知書の交付を受けたものは、連帯債務を負担する借主(以下「連帯借主」という。)及び政令第八条第五項又は第九条第一項の保証人が連署した借用証書(第六号様式)に当該保証人の戸籍抄本又は住民票の抄本並びに当該通知書の交付を受けた者及び当該保証人の印鑑証明書を添えて、当該通知書の交付を受けた日から三十日以内に知事に提出しなければならない。 2 第四条の規定により申請した母子・父子福祉団体に貸付決定通知書の交付を受けたものは、連帯借主である役員が連署した借用証書(第七号様式)に当該役員の戸籍謄本及び印鑑証明書を添えて、当該通知書の交付を受けた日から三十日以内に知事に提出しなければならない。 第九条 (略) (母子修学資金又は母子修業資金の貸付の継続) 第十条 法第十三条<u>第二項</u>の規定により母子修学資金又は母子修業資金の貸付けを継続して受けようとする者は、貸付継続申請書(第十一号様式)を知事に提出しなければならない。 2 前項の継続申請書には、政令第五条第二項各号のいずれかに該当する事実を証するに足る書類のほか、保証人がある場合にあっては、当該保証人の同意書を添えなければならない。 3 知事は、第一項の規定による申請書を受理した場合において、継続して貸付けすることを決定したときは、継続貸付決定通知書(第十二号様式)により、継続して貸付けしないことを決定したときは継続貸付不承認決定通知書(第十三号様式)により、それぞれその旨を申請者に通知するものとする。 第十一条～第十三条 (略) 第十五条～第二十条 (略) (届出) 第二十一条 借主は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を当該各号に定める届書により、知事に届け出なければならない。ただし、借主が死亡したことの届出は、連帯借主若しくは同居の親族又は保証人が行わなければならない。 一～五 (略) <u>六 母子修学資金の貸付により修学し、又は母子就学支度資金の貸付により入学する者が大学等修学支援をうけることとなったとき。大学等修学支援決定届 (第四十一号様式)</u> <u>七 母子修学資金の貸付けにより就学している者が休学、復学又は転校したとき。休学届 (第四十二号様式)、復学届 (第四十三号様式) 又は転校届 (第四十四号様式)</u> <u>八 技能習得先を変更したとき。技能習得先変更届 (第四十五号様式)</u> <u>九 母子就職支度資金の貸付けにより就職した者が就職先を変更したとき。就職先変更届 (第四十六号様式)</u> <u>十 政令第十二条に規定する貸付けが将来に向つてやめられるべき事由が生じたとき。資格喪失届 (第四十七号様式)</u> <u>十一 借主が母子・父子福祉団体である場合において、役員(政令第六条第一項に規定する事業を行うものにあつては、役員又はその事業に使用されている者)に異動があつたとき。役員等異動届 (第四十八号様式)</u> (貸付台帳の備付け)	(借用証書等の提出) 第八条 第三条の規定により申請した者で貸付決定通知書の交付を受けたものは、連帯債務を負担する借主(以下「連帯借主」という。)及び政令第八条第四項又は第九条第一項の保証人が連署した借用証書(第六号様式)に当該保証人の戸籍抄本又は住民票の抄本並びに当該通知書の交付を受けた者及び当該保証人の印鑑証明書を添えて、当該通知書の交付を受けた日から三十日以内に知事に提出しなければならない。 2 第四条の規定により申請した母子・父子福祉団体に貸付決定通知書の交付を受けたものは、連帯借主である役員が連署した借用証書(第七号様式)に当該役員の戸籍謄本及び印鑑証明書を添えて、当該通知書の交付を受けた日から三十日以内に知事に提出しなければならない。 第九条 (略) (母子修学資金又は母子修業資金の貸付の継続) 第十条 法第十三条<u>第三項</u>の規定により母子修学資金又は母子修業資金の貸付けを継続して受けようとする者は、貸付継続申請書(第十一号様式)を知事に提出しなければならない。 2 前項の継続申請書には、政令第五条第二項各号のいずれかに該当する事実を証するに足る書類のほか、保証人がある場合にあっては、当該保証人の同意書を添えなければならない。 3 知事は、第一項の規定による申請書を受理した場合において、継続して貸付けすることを決定したときは、継続貸付決定通知書(第十二号様式)により、継続して貸付けしないことを決定したときは継続貸付不承認決定通知書(第十三号様式)により、それぞれその旨を申請者に通知するものとする。 第十一条～第十三条 (略) 第十五条～第二十条 (略) (届出) 第二十一条 借主は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を当該各号に定める届書により、知事に届け出なければならない。ただし、借主が死亡したことの届出は、連帯借主若しくは同居の親族又は保証人が行わなければならない。 一～五 (略) (新設) <u>六 母子修学資金の貸付けにより就学している者が休学、復学又は転校したとき。休学届 (第四十一号様式)、復学届 (第四十二号様式) 又は転校届 (第四十三号様式)</u> <u>七 技能習得先を変更したとき。技能習得先変更届 (第四十四号様式)</u> <u>八 母子就職支度資金の貸付けにより就職した者が就職先を変更したとき。就職先変更届 (第四十五号様式)</u> <u>九 政令第十二条に規定する貸付けが将来に向つてやめられるべき事由が生じたとき。資格喪失届 (第四十六号様式)</u> <u>十 借主が母子・父子福祉団体である場合において、役員(政令第六条第一項に規定する事業を行うものにあつては、役員又はその事業に使用されている者)に異動があつたとき。役員等異動届 (第四十七号様式)</u> (貸付台帳の備付け)

新	旧																																																		
第二十二條　母子福祉資金貸付金の貸付状況の整理及び償還金債権の保全を図るため、本庁及び福祉事務所に貸付台帳（ <u>第四十九号様式</u> ）を備え付けておくものとする。 （事業開始届書等）	第二十二條　母子福祉資金貸付金の貸付状況の整理及び償還金債権の保全を図るため、本庁及び福祉事務所に貸付台帳（ <u>第四十八号様式</u> ）を備え付けておくものとする。 （事業開始届書等）																																																		
第二十三條　法第二十条の規定による届出は、事業開始届書（ <u>第五十号様式</u> ）によらなければならない。	第二十三條　法第二十条の規定による届出は、事業開始届書（ <u>第四十九号様式</u> ）によらなければならない。																																																		
2　省令第四条の規定による届出は、事業変更届書（ <u>第五十一号様式</u> ）によらなければならない。	2　省令第四条の規定による届出は、事業変更届書（ <u>第五十号様式</u> ）によらなければならない。																																																		
3　法第二十一条の規定による届出は、事業廃止（休止）届書（ <u>第五十二号様式</u> ）によらなければならない。	3　法第二十一条の規定による届出は、事業廃止（休止）届書（ <u>第五十一号様式</u> ）によらなければならない。																																																		
第三章　父子家庭に対する福祉の措置	第三章　父子家庭に対する福祉の措置																																																		
第二十四條　前章（前条の規定を除く。）の規定は、父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第二十四條　前章（前条の規定を除く。）の規定は、父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。																																																		
<table><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>第三条第十四号、第八条第一項</td><td><u>政令第八条第五項</u>又は第九条第一項</td><td><u>政令第三十一条の六第五項</u>又は政令第三十一条の七において準用する政令第九条第一項</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>第五条</td><td><u>政令第八条第五項</u>又は第九条第一項</td><td><u>政令第三十一条の六第五項</u>又は政令第三十一条の七において準用する政令第九条第一項</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2"><u>第二十一条第六号</u></td><td><u>母子修学資金</u></td><td><u>父子修学資金</u></td></tr><tr><td><u>母子就学支度資金</u></td><td><u>父子就学支度資金</u></td></tr><tr><td><u>第二十一条第十号</u></td><td>政令第十二条</td><td>政令第三十一条の七において準用する政令第十二条</td></tr><tr><td><u>第二十一条第十一号</u></td><td>政令第六条第一項</td><td>政令第三十一条の四において準用する政令第六条第一項</td></tr></table>	略			第三条第十四号、第八条第一項	<u>政令第八条第五項</u> 又は第九条第一項	<u>政令第三十一条の六第五項</u> 又は政令第三十一条の七において準用する政令第九条第一項	略			第五条	<u>政令第八条第五項</u> 又は第九条第一項	<u>政令第三十一条の六第五項</u> 又は政令第三十一条の七において準用する政令第九条第一項	略			<u>第二十一条第六号</u>	<u>母子修学資金</u>	<u>父子修学資金</u>	<u>母子就学支度資金</u>	<u>父子就学支度資金</u>	<u>第二十一条第十号</u>	政令第十二条	政令第三十一条の七において準用する政令第十二条	<u>第二十一条第十一号</u>	政令第六条第一項	政令第三十一条の四において準用する政令第六条第一項	<table><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>第三条第十四号、第八条第一項</td><td><u>政令第八条第四項</u>又は第九条第一項</td><td><u>政令第三十一条の六第四項</u>又は政令第三十一条の七において準用する政令第九条第一項</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>第五条</td><td><u>政令第八条第四項</u>又は第九条第一項</td><td><u>政令第三十一条の六第四項</u>又は政令第三十一条の七において準用する政令第九条第一項</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="3"></td></tr><tr><td><u>第二十一条第九号</u></td><td>政令第十二条</td><td>政令第三十一条の七において準用する政令第十二条</td></tr><tr><td><u>第二十一条第十号</u></td><td>政令第六条第一項</td><td>政令第三十一条の四において準用する政令第六条第一項</td></tr></table>	略			第三条第十四号、第八条第一項	<u>政令第八条第四項</u> 又は第九条第一項	<u>政令第三十一条の六第四項</u> 又は政令第三十一条の七において準用する政令第九条第一項	略			第五条	<u>政令第八条第四項</u> 又は第九条第一項	<u>政令第三十一条の六第四項</u> 又は政令第三十一条の七において準用する政令第九条第一項	略						<u>第二十一条第九号</u>	政令第十二条	政令第三十一条の七において準用する政令第十二条	<u>第二十一条第十号</u>	政令第六条第一項	政令第三十一条の四において準用する政令第六条第一項
略																																																			
第三条第十四号、第八条第一項	<u>政令第八条第五項</u> 又は第九条第一項	<u>政令第三十一条の六第五項</u> 又は政令第三十一条の七において準用する政令第九条第一項																																																	
略																																																			
第五条	<u>政令第八条第五項</u> 又は第九条第一項	<u>政令第三十一条の六第五項</u> 又は政令第三十一条の七において準用する政令第九条第一項																																																	
略																																																			
<u>第二十一条第六号</u>	<u>母子修学資金</u>	<u>父子修学資金</u>																																																	
	<u>母子就学支度資金</u>	<u>父子就学支度資金</u>																																																	
<u>第二十一条第十号</u>	政令第十二条	政令第三十一条の七において準用する政令第十二条																																																	
<u>第二十一条第十一号</u>	政令第六条第一項	政令第三十一条の四において準用する政令第六条第一項																																																	
略																																																			
第三条第十四号、第八条第一項	<u>政令第八条第四項</u> 又は第九条第一項	<u>政令第三十一条の六第四項</u> 又は政令第三十一条の七において準用する政令第九条第一項																																																	
略																																																			
第五条	<u>政令第八条第四項</u> 又は第九条第一項	<u>政令第三十一条の六第四項</u> 又は政令第三十一条の七において準用する政令第九条第一項																																																	
略																																																			
<u>第二十一条第九号</u>	政令第十二条	政令第三十一条の七において準用する政令第十二条																																																	
<u>第二十一条第十号</u>	政令第六条第一項	政令第三十一条の四において準用する政令第六条第一項																																																	
2（略）	2（略）																																																		
第四章　寡婦に対する福祉の措置	第四章　寡婦に対する福祉の措置																																																		
第二十五條　第二章（第二十三条の規定を除く。）の規定は、寡婦福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第二十五條　第二章（第二十三条の規定を除く。）の規定は、寡婦福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。																																																		

新

略		
第三条第十四号、第八条第一項	政令第八条第五項又は第九条第一項	政令第三十七条第五項又は政令第三十一条の七において準用する政令第九条第一項
略		
第五条	政令第八条第五項又は第九条第一項	政令第三十七第五項又は政令第三十八において準用する政令第九条第一項
略		
第二十一条第六号	母子修学資金	寡婦修学資金
	母子就学支度資金	寡婦就学支度資金
第二十一条第十号	政令第十二条	政令第三十八条において準用する政令第十二条（第二項第二号及び第三号を除く。）
第二十一条第十一号	政令第六条第一項	政令第三十五条において準用する政令第六条第一項

2（略）

旧

略		
第三条第十四号、第八条第一項	政令第八条第五項又は第九条第一項	政令第三十七条第四項又は政令第三十八において準用する政令第九条第一項
略		
第五条	政令第八条第五項又は第九条第一項	政令第三十七第四項又は政令第三十八条において準用する政令第九条第一項
略		
第二十一条第九号	政令第十二条	政令第三十八条において準用する政令第十二条（第二項第二号及び第三号を除く。）
第二十一条第十号	政令第六条第一項	政令第三十五条において準用する政令第六条第一項

2（略）

新	旧																																																																																																										
第1号様式(第3条、第24条、第25条関係) 年 月 日 青森県知事 殿 貸付申請者 住 所 氏 名 母子(父子、寡婦)福祉資金貸付申請書 次の資金を借り受けたいので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第3条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第3条)の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。 <table><tr><td>貸付資金の種類</td><td colspan="4">資 金</td></tr><tr><td>申 込 金 額</td><td colspan="4">円 (月 額 円)</td></tr><tr><td>貸 付 期 間</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>償還方法及び期間</td><td colspan="2">年 賦、半年賦、月 賦</td><td colspan="2">年 償 還</td></tr><tr><td>据 置 期 間</td><td colspan="4">年 月</td></tr><tr><td rowspan="6">申 請 者</td><td>ふ り が な 氏 名</td><td rowspan="6">児 童</td><td>ふ り が な 氏 名</td><td></td></tr><tr><td>個 人 番 号</td><td></td></tr><tr><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>住 所</td><td></td><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>本 籍</td><td></td><td>申請者との続柄</td><td></td></tr><tr><td>職業及び収入(月収)</td><td></td><td>修学、修業又は就職先の名称</td><td></td></tr><tr><td>借 受 資 格</td><td colspan="4">ア 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの イ 配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの ウ 寡婦 エ 父母のない児童</td></tr></table>	貸付資金の種類	資 金				申 込 金 額	円 (月 額 円)				貸 付 期 間					償還方法及び期間	年 賦、半年賦、月 賦		年 償 還		据 置 期 間	年 月				申 請 者	ふ り が な 氏 名	児 童	ふ り が な 氏 名		個 人 番 号		生 年 月 日	年 月 日	生 年 月 日	年 月 日	住 所		住 所		本 籍		申請者との続柄		職業及び収入(月収)		修学、修業又は就職先の名称		借 受 資 格	ア 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの イ 配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの ウ 寡婦 エ 父母のない児童				第1号様式(第3条、第24条、第25条関係) 年 月 日 青森県知事 殿 貸付申請者 住 所 氏 名 母子(父子、寡婦)福祉資金貸付申請書 次の資金を借り受けたいので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第3条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第3条)の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。 <table><tr><td>貸付資金の種類</td><td colspan="4">資 金</td></tr><tr><td>申 込 金 額</td><td colspan="4">円 (月 額 円)</td></tr><tr><td>貸 付 期 間</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>償還方法及び期間</td><td colspan="2">年 賦、半年賦、月 賦</td><td colspan="2">年 償 還</td></tr><tr><td>据 置 期 間</td><td colspan="4">年 月</td></tr><tr><td rowspan="6">申 請 者</td><td>ふ り が な 氏 名</td><td rowspan="6">児 童</td><td>ふ り が な 氏 名</td><td></td></tr><tr><td>個 人 番 号</td><td></td></tr><tr><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>住 所</td><td></td><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>本 籍</td><td></td><td>申請者との続柄</td><td></td></tr><tr><td>職業及び収入(月収)</td><td></td><td>修学、修業又は就職先の名称</td><td></td></tr><tr><td>借 受 資 格</td><td colspan="4">ア 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの イ 配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの ウ 寡婦 エ 父母のない児童</td></tr></table>	貸付資金の種類	資 金				申 込 金 額	円 (月 額 円)				貸 付 期 間					償還方法及び期間	年 賦、半年賦、月 賦		年 償 還		据 置 期 間	年 月				申 請 者	ふ り が な 氏 名	児 童	ふ り が な 氏 名		個 人 番 号		生 年 月 日	年 月 日	生 年 月 日	年 月 日	住 所		住 所		本 籍		申請者との続柄		職業及び収入(月収)		修学、修業又は就職先の名称		借 受 資 格	ア 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの イ 配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの ウ 寡婦 エ 父母のない児童			
貸付資金の種類	資 金																																																																																																										
申 込 金 額	円 (月 額 円)																																																																																																										
貸 付 期 間																																																																																																											
償還方法及び期間	年 賦、半年賦、月 賦		年 償 還																																																																																																								
据 置 期 間	年 月																																																																																																										
申 請 者	ふ り が な 氏 名	児 童	ふ り が な 氏 名																																																																																																								
	個 人 番 号																																																																																																										
	生 年 月 日		年 月 日	生 年 月 日	年 月 日																																																																																																						
	住 所			住 所																																																																																																							
	本 籍			申請者との続柄																																																																																																							
	職業及び収入(月収)			修学、修業又は就職先の名称																																																																																																							
借 受 資 格	ア 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの イ 配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの ウ 寡婦 エ 父母のない児童																																																																																																										
貸付資金の種類	資 金																																																																																																										
申 込 金 額	円 (月 額 円)																																																																																																										
貸 付 期 間																																																																																																											
償還方法及び期間	年 賦、半年賦、月 賦		年 償 還																																																																																																								
据 置 期 間	年 月																																																																																																										
申 請 者	ふ り が な 氏 名	児 童	ふ り が な 氏 名																																																																																																								
	個 人 番 号																																																																																																										
	生 年 月 日		年 月 日	生 年 月 日	年 月 日																																																																																																						
	住 所			住 所																																																																																																							
	本 籍			申請者との続柄																																																																																																							
	職業及び収入(月収)			修学、修業又は就職先の名称																																																																																																							
借 受 資 格	ア 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの イ 配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの ウ 寡婦 エ 父母のない児童																																																																																																										

新										旧									
家 庭 の 状 況	続 柄	氏 名	年 齢	職 業		収 入				家 庭 の 状 況	続 柄	氏 名	年 齢	職 業		収 入			
保 証 人 の 状 況	氏 名			生年月日				申請者との関係		保 証 人 の 状 況	氏 名			生年月日				申請者との関係	
	住 所			本 籍							住 所			本 籍					
	職 業 及 び 勤 務 先					収 入					職 業 及 び 勤 務 先					収 入			
	主 な 資 産	総 額		円		主 な 負 債		総 額 円			主 な 資 産	総 額		円		主 な 負 債		総 額 円	
貸付けを受けようとする理由										貸付けを受けようとする理由									
返 済 の 財 源										返 済 の 財 源									
現在の事業又は借入後の事業計画	(種類)		(経験年数)							現在の事業又は借入後の事業計画	(種類)		(経験年数)						
	(内容)										(内容)								
現在までの一切の借入金の状況 母子(父子、寡婦)福祉資金を含む。	借入金の種類		母子(父子、寡婦)福祉資金				その他の借入金			現在までの一切の借入金の状況 母子(父子、寡婦)福祉資金を含む。	借入金の種類		母子(父子、寡婦)福祉資金				その他の借入金		
	借 入 金 額										借 入 金 額								
	借 入 年 月 日										借 入 年 月 日								
	未 償 還 額										未 償 還 額								
	償還完了予定年 月 日										償還完了予定年 月 日								

新

		借 入 先					
備 考							
福祉事務所	※受付年月 日及び番 号		※福祉事 務所名		※取扱者 記 名		

- 注 1 ※印欄には、記入する必要がないこと。
- 2 貸付金の種類欄には、借り受けようとする資金の名称を記入すること。
- 3 貸付期間欄には、母子(父子、寡婦)修学資金、母子(父子、寡婦)技能習得資金、母子(父子、寡婦)修業資金又は母子(父子、寡婦)生活資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。
- 4 償還方法及び期間欄は、年賦、半年賦、月賦の方法について希望するものを○で囲み、償還期間を記入すること。
- 5 児童欄には、母子(父子、寡婦)修学資金、母子(父子、寡婦)修業資金、母子(父子、寡婦)就職支度資金又は母子(父子、寡婦)就学支度資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。
- 6 借受資格欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 7 家庭の状況欄には、借主及び借主が現に扶養している児童その他の家族について記入すること。
- 8 保証人の状況欄には、保証人を立てる場合にのみ記入すること。
- 9 貸付けを受けようとする理由欄には、その理由をなるべく具体的に記入すること。
- 10 現在の事業又は借入後の事業計画欄には、その概要を記入すること。
- 11 その他の借入金の状況欄には、金融機関等からの借入状況を記入すること。
- 12 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

旧

		借 入 先					
備 考							
福祉事務所	※受付年月 日及び番 号		※福祉事 務所名		※取扱者 氏名印		

- 注 1 ※印欄には、記入する必要がないこと。
- 2 貸付金の種類欄には、借り受けようとする資金の名称を記入すること。
- 3 貸付期間欄には、母子(父子、寡婦)修学資金、母子(父子、寡婦)技能習得資金、母子(父子、寡婦)修業資金又は母子(父子、寡婦)生活資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。
- 4 償還方法及び期間欄は、年賦、半年賦、月賦の方法について希望するものを○で囲み、償還期間を記入すること。
- 5 児童欄には、母子(父子、寡婦)修学資金、母子(父子、寡婦)修業資金、母子(父子、寡婦)就職支度資金又は母子(父子、寡婦)就学支度資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。
- 6 借受資格欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 7 家庭の状況欄には、借主及び借主が現に扶養している児童その他の家族について記入すること。
- 8 保証人の状況欄には、保証人を立てる場合にのみ記入すること。
- 9 貸付けを受けようとする理由欄には、その理由をなるべく具体的に記入すること。
- 10 現在の事業又は借入後の事業計画欄には、その概要を記入すること。
- 11 その他の借入金の状況欄には、金融機関等からの借入状況を記入すること。
- 12 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

新										旧									
第2号様式(第4条、第24条、第25条関係)										第2号様式(第4条、第24条、第25条関係)									
青森県知事 殿										青森県知事 殿									
年 月 日										年 月 日									
法人の住所 法人の名称 代表者職氏名										法人の住所 法人の名称 代表者職氏名									
母子(父子、寡婦)福祉資金貸付申請書(団体貸付用)										母子(父子、寡婦)福祉資金貸付申請書(団体貸付用)									
次の資金を借り受けたいので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第4条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第4条)の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。										次の資金を借り受けたいので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第4条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第4条)の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。									
貸付資金の種類		資 金								貸付資金の種類		資 金							
申 込 金 額		円								申 込 金 額		円							
償還の方法及び期		年 賦、半 年 賦、月 賦				年 償 還				償還の方法及び期		年 賦、半 年 賦、月 賦				年 償 還			
据 置 期 間		年 月								据 置 期 間		年 月							
名称及び主たる事務所の所在地		〔ふりがな〕 〔名 称〕 (主たる事務所の所在地)								名称及び主たる事務所の所在地		〔ふりがな〕 〔名 称〕 (主たる事務所の所在地)							
設立許可(認可)及び登記年月日		(設立許可(認可)年月日) (設立登記年月日)								設立許可(認可)及び登記年月日		(設立許可(認可)年月日) (設立登記年月日)							
貸付と する 事業 所 等	事業所の所在地 事業の種類									貸付と する 事業 所 等	事業所の所在地 事業の種類								
		法第14条各号に掲げる者(法第31条の6第4項各号に掲げる者、寡婦)				その他の者						計							
		名				名						名							
備 考										備 考									
役員 の 氏 名 及 び 住 所 等	氏 名	性別	生年月日	配偶者の有無	生別死別その他の別	住 所	職業及び収入年額	主な資産及び負債		役員 の 氏 名 及 び 住 所 等	氏 名	性別	生年月日	配偶者の有無	生別死別その他の別	住 所	職業及び収入年額	主な資産及び負債	

新												旧											
	資産の状況 (年月日現在)	基本財産	物件別		土地	建物	附設 設備	じゅう 器備品	有証 価 券	預 現 金 金	その他	計											
			数 量	平方メ ートル	構造 平方メ ートル	構造	品名 数量	種類															
				評価額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		運用財産	数 量	平方メ ートル	構造 平方メ ートル	構造	品名 数量	種類															
			評価額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		負債	内 訳	母子(父 子、寡婦) 福祉資金 借入金	その他 の借入 金	未払金 その他																	
				金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
			資産総額	円				正味資産額 〔資産総額 －負債〕		円													
		貸付の用途に ついでに 受けること を要する 資金計画																					
			償還計画	償還年次	償還額	償還金充当財源の調達方法																	
	1(年)			円																			
	2(年)			円																			
	3(年)			円																			
	4(年)	円																					
	注 1 貸付資金の種類欄には、借り受けようとする資金の名称を記入すること。 2 償還の方法及び期間欄には、希望するものを○で囲み、償還期間を記入すること。 3 事業所の使用人員欄は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第6条第1項(第31条の4(第35条)において準用する同令第6条第1項)に規定する事業を行う母子・父子福祉団体が申請する場合に記入すること。 4 資産の状況欄について (イ) 基本財産及び運用財産の評価額は、時価を記入すること。																						
	資産の状況 (年月日現在)	基本財産	物件別		土地	建物	附設 設備	じゅう 器備品	有証 価 券	預 現 金 金	その他	計											
			数 量	平方メ ートル	構造 平方メ ートル	構造	品名 数量	種類															
				評価額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		運用財産	数 量	平方メ ートル	構造 平方メ ートル	構造	品名 数量	種類															
			評価額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
		負債	内 訳	母子(父 子、寡婦) 福祉資金 借入金	その他 の借入 金	未払金 その他																	
				金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
			資産総額	円				正味資産額 〔資産総額 －負債〕		円													
		貸付の用途に ついでに 受けること を要する 資金計画																					
			償還計画	償還年次	償還額	償還金充当財源の調達方法																	
	1(年)			円																			
	2(年)			円																			
	3(年)			円																			
	4(年)	円																					
	注 1 貸付資金の種類欄には、借り受けようとする資金の名称を記入すること。 2 償還の方法及び期間欄には、希望するものを○で囲み、償還期間を記入すること。 3 事業所の使用人員欄は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第6条第1項(第31条の4(第35条)において準用する同令第6条第1項)に規定する事業を行う母子・父子福祉団体が申請する場合に記入すること。 4 資産の状況欄について (イ) 基本財産及び運用財産の評価額は、時価を記入すること。																						

新

第3号様式(第6条、第24条、第25条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

福祉事務所長

進 達 書

母子(父子、寡婦)福祉資金貸付申請書を調査した結果貸付けの適否につき次のとおり
進達します。

〔 年 月 日から 年 月 日まで受け付けた分 〕
通

貸付資金の種類	適	否	貸付資金の種類	適	否
母子(父子、寡婦)事業開始資金	通	通	母子(父子、寡婦)生活資金	通	通
母子(父子、寡婦)事業継続資金	通	通	母子(父子、寡婦)住宅資金	通	通
母子(父子、寡婦)修学資金	通	通	母子(父子、寡婦)転宅資金	通	通
母子(父子、寡婦)技能習得資金	通	通	母子(父子、寡婦)就学支度資金	通	通
母子(父子、寡婦)修業資金	通	通	母子(父子、寡婦)結婚資金	通	通
母子(父子、寡婦)就職支度資金	通	通	特例児童扶養資金	通	通
母子(父子、寡婦)医療介護資金	通	通	合 計	通	通

順位	貸付資金の種類	申請者氏名	貸付適否	申請金額	順位	貸付資金の種類	申請者氏名	貸付適否	申請金額

- 注 1 申請全部につき記入すること。
2 順位欄には、貸付けを適当とする者についてのみ記入すること。
3 各資金別に小計額(適否別に分ける。)を記入し、最後に合計額(適否別に分ける。)を記入すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

旧

第3号様式(第6条、第24条、第25条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

福祉事務所長

印

進 達 書

母子(父子、寡婦)福祉資金貸付申請書を調査した結果貸付けの適否につき次のとおり
進達します。

〔 年 月 日から 年 月 日まで受け付けた分 〕
通

貸付資金の種類	適	否	貸付資金の種類	適	否
母子(父子、寡婦)事業開始資金	通	通	母子(父子、寡婦)生活資金	通	通
母子(父子、寡婦)事業継続資金	通	通	母子(父子、寡婦)住宅資金	通	通
母子(父子、寡婦)修学資金	通	通	母子(父子、寡婦)転宅資金	通	通
母子(父子、寡婦)技能習得資金	通	通	母子(父子、寡婦)就学支度資金	通	通
母子(父子、寡婦)修業資金	通	通	母子(父子、寡婦)結婚資金	通	通
母子(父子、寡婦)就職支度資金	通	通	特例児童扶養資金	通	通
母子(父子、寡婦)医療介護資金	通	通	合 計	通	通

順位	貸付資金の種類	申請者氏名	貸付適否	申請金額	順位	貸付資金の種類	申請者氏名	貸付適否	申請金額

- 注 1 申請全部につき記入すること。
2 順位欄には、貸付けを適当とする者についてのみ記入すること。
3 各資金別に小計額(適否別に分ける。)を記入し、最後に合計額(適否別に分ける。)を記入すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

新	旧
第 4 号様式～第 5 号様式（略）	第 4 号様式～第 5 号様式（略）

新		旧																																																																																																											
第6号様式(第8条、第24条、第25条関係)		第6号様式(第8条、第24条、第25条関係)																																																																																																											
年 月 日		年 月 日																																																																																																											
<table><tr><td>貸付区分</td><td>年度</td></tr><tr><td>第</td><td>次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定番 号</td><td>第 号</td></tr></table>		貸付区分	年度	第	次	資 金 名	資金	貸付決定番 号	第 号	<table><tr><td>貸付区分</td><td>年度</td></tr><tr><td>第</td><td>次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定番 号</td><td>第 号</td></tr></table>		貸付区分	年度	第	次	資 金 名	資金	貸付決定番 号	第 号																																																																																										
貸付区分	年度																																																																																																												
第	次																																																																																																												
資 金 名	資金																																																																																																												
貸付決定番 号	第 号																																																																																																												
貸付区分	年度																																																																																																												
第	次																																																																																																												
資 金 名	資金																																																																																																												
貸付決定番 号	第 号																																																																																																												
青森県知事 殿		青森県知事 殿																																																																																																											
借 主		借 主																																																																																																											
住 所		住 所																																																																																																											
氏 名		氏 名																																																																																																											
連帯借主(児童)		連帯借主(児童)																																																																																																											
住 所		住 所																																																																																																											
氏 名		氏 名																																																																																																											
連帯保証人		連帯保証人																																																																																																											
住 所		住 所																																																																																																											
氏 名		氏 名																																																																																																											
母子(父子、寡婦)福祉資金借用証書		母子(父子、寡婦)福祉資金借用証書																																																																																																											
次のとおり借用します。ついては母子及び父子並びに寡婦福祉法等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。		次のとおり借用します。ついては母子及び父子並びに寡婦福祉法等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。																																																																																																											
<table><tr><td rowspan="2">借用金額</td><td>総 額</td><td>金 円</td><td rowspan="2">年度</td><td>円</td><td rowspan="2">年度</td><td>円</td></tr><tr><td>月 額</td><td>金 円</td><td>年度</td><td>円</td><td>年度</td><td>円</td></tr><tr><td>利 子</td><td colspan="2">年 パーセント</td><td colspan="4">無利子</td></tr><tr><td rowspan="2">借 用 期 間</td><td colspan="2">年 月 日から</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="2">年 月 日まで</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="2">償 還 期 間</td><td colspan="2">年 月 日から</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="2">年 月 日まで</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="2">償 還 方 法</td><td>月 半年賦 年</td><td>1回の賦金</td><td colspan="4">円(回)</td></tr></table>		借用金額	総 額	金 円	年度	円	年度	円	月 額	金 円	年度	円	年度	円	利 子	年 パーセント		無利子				借 用 期 間	年 月 日から						年 月 日まで						償 還 期 間	年 月 日から						年 月 日まで						償 還 方 法	月 半年賦 年	1回の賦金	円(回)				<table><tr><td rowspan="2">借用金額</td><td>総 額</td><td>金 円</td><td rowspan="2">年度</td><td>円</td><td rowspan="2">年度</td><td>円</td></tr><tr><td>月 額</td><td>金 円</td><td>年度</td><td>円</td><td>年度</td><td>円</td></tr><tr><td>利 子</td><td colspan="2">年1.5パーセント</td><td colspan="4">無利子</td></tr><tr><td rowspan="2">借 用 期 間</td><td colspan="2">年 月 日から</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="2">年 月 日まで</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="2">償 還 期 間</td><td colspan="2">年 月 日から</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="2">年 月 日まで</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="2">償 還 方 法</td><td>月 半年賦 年</td><td>1回の賦金</td><td colspan="4">円(回)</td></tr></table>		借用金額	総 額	金 円	年度	円	年度	円	月 額	金 円	年度	円	年度	円	利 子	年1.5パーセント		無利子				借 用 期 間	年 月 日から						年 月 日まで						償 還 期 間	年 月 日から						年 月 日まで						償 還 方 法	月 半年賦 年	1回の賦金	円(回)			
借用金額	総 額		金 円	年度		円		年度	円																																																																																																				
	月 額	金 円	年度		円	年度	円																																																																																																						
利 子	年 パーセント		無利子																																																																																																										
借 用 期 間	年 月 日から																																																																																																												
	年 月 日まで																																																																																																												
償 還 期 間	年 月 日から																																																																																																												
	年 月 日まで																																																																																																												
償 還 方 法	月 半年賦 年	1回の賦金	円(回)																																																																																																										
	借用金額	総 額	金 円	年度	円	年度	円																																																																																																						
月 額		金 円	年度		円		年度	円																																																																																																					
利 子	年1.5パーセント		無利子																																																																																																										
借 用 期 間	年 月 日から																																																																																																												
	年 月 日まで																																																																																																												
償 還 期 間	年 月 日から																																																																																																												
	年 月 日まで																																																																																																												
償 還 方 法	月 半年賦 年	1回の賦金	円(回)																																																																																																										
	注 1 借主の押印は、実印によること。 2 母子(父子、寡婦)修学資金、母子(父子、寡婦)修業資金、母子(父子、寡婦)就職支度資金又は母子(父子、寡婦)就学支度資金を借り受けたときは、連帯借主である児童の氏名を記入の上、押印すること。 3 連帯保証人を立てたときは、当該連帯保証人の住所及び氏名を記入の上、押印すること。この場合において、連帯保証人の押印は、実印によること。 4 借用金額は、訂正しないこと。 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。		注 1 借主の押印は、実印によること。 2 母子(父子、寡婦)修学資金、母子(父子、寡婦)修業資金、母子(父子、寡婦)就職支度資金又は母子(父子、寡婦)就学支度資金を借り受けたときは、連帯借主である児童の氏名を記入の上、押印すること。 3 連帯保証人を立てたときは、当該連帯保証人の住所及び氏名を記入の上、押印すること。この場合において、連帯保証人の押印は、実印によること。 4 借用金額は、訂正しないこと。 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。																																																																																																										

新	旧																														
第7号様式(第8条、第24条、第25条関係) 年 月 日 <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資 金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 法人の住所 法人の名称 代表者職氏名 連帯借主 住 所 氏 名 母子(父子、寡婦)福祉資金借用証書 次のとおり借用します。ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。 <table><tr><td>借 用 金 額</td><td>金 円</td></tr><tr><td>利 子</td><td>年 パーセント</td></tr><tr><td rowspan="2">償 還 期 間</td><td>年 月 日から</td></tr><tr><td>年 月 日まで</td></tr><tr><td>償 還 方 法</td><td>月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年</td></tr></table> 注 1 連帯借主の押印は、実印によること。 2 借用金額は、訂正しないこと。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資 金 名	資 金	貸付決定 番 号	第 号	借 用 金 額	金 円	利 子	年 パーセント	償 還 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	償 還 方 法	月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年	第7号様式(第8条、第24条、第25条関係) 年 月 日 <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資 金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 法人の住所 法人の名称 代表者職氏名 連帯借主 住 所 氏 名 母子(父子、寡婦)福祉資金借用証書 次のとおり借用します。ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。 <table><tr><td>借 用 金 額</td><td>金 円</td></tr><tr><td>利 子</td><td>年 5パーセント</td></tr><tr><td rowspan="2">償 還 期 間</td><td>年 月 日から</td></tr><tr><td>年 月 日まで</td></tr><tr><td>償 還 方 法</td><td>月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年</td></tr></table> 注 1 連帯借主の押印は、実印によること。 2 借用金額は、訂正しないこと。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資 金 名	資 金	貸付決定 番 号	第 号	借 用 金 額	金 円	利 子	年 5パーセント	償 還 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	償 還 方 法	月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年
貸付区分	年度 第 次																														
資 金 名	資 金																														
貸付決定 番 号	第 号																														
借 用 金 額	金 円																														
利 子	年 パーセント																														
償 還 期 間	年 月 日から																														
	年 月 日まで																														
償 還 方 法	月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年																														
貸付区分	年度 第 次																														
資 金 名	資 金																														
貸付決定 番 号	第 号																														
借 用 金 額	金 円																														
利 子	年 5パーセント																														
償 還 期 間	年 月 日から																														
	年 月 日まで																														
償 還 方 法	月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年																														

	旧																																
第8号様式(第9条、第24条、第25条関係) 年 月 日 <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定番号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 借主 住所 氏名 連帯借主(児童) 住所 氏名 母子(父子、寡婦)福祉資金貸付金増額申請書 次のとおり母子(父子、寡婦)福祉資金の貸付額の増額を受けたいので、青森県 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第9条第1項(第24条第1項(第25条第1項)において準用する同規則第9条第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。 <table><tr><td>当初貸付決定額</td><td>円(月額 円)</td></tr><tr><td>増額申請額</td><td>円(月額 円)</td></tr><tr><td>増額期間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr><tr><td>増額申請の理由</td><td></td></tr><tr><td>増額後の償還方法</td><td>月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)</td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度次	資金名	資金	貸付決定番号	第 号	当初貸付決定額	円(月額 円)	増額申請額	円(月額 円)	増額期間	年 月 日から 年 月 日まで	増額申請の理由		増額後の償還方法	月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	第8号様式(第9条、第24条、第25条関係) 年 月 日 <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定番号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 借主 住所 氏名 連帯借主(児童) 住所 氏名 母子(父子、寡婦)福祉資金貸付金増額申請書 次のとおり母子(父子、寡婦)福祉資金の貸付額の増額を受けたいので、青森県 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第9条第1項(第24条第1項(第25条第1項)において準用する同規則第9条第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。 <table><tr><td>当初貸付決定額</td><td>円(月額 円)</td></tr><tr><td>増額申請額</td><td>円(月額 円)</td></tr><tr><td>増額期間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr><tr><td>増額申請の理由</td><td></td></tr><tr><td>増額後の償還方法</td><td>月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)</td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度次	資金名	資金	貸付決定番号	第 号	当初貸付決定額	円(月額 円)	増額申請額	円(月額 円)	増額期間	年 月 日から 年 月 日まで	増額申請の理由		増額後の償還方法	月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)
貸付区分	年度次																																
資金名	資金																																
貸付決定番号	第 号																																
当初貸付決定額	円(月額 円)																																
増額申請額	円(月額 円)																																
増額期間	年 月 日から 年 月 日まで																																
増額申請の理由																																	
増額後の償還方法	月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)																																
貸付区分	年度次																																
資金名	資金																																
貸付決定番号	第 号																																
当初貸付決定額	円(月額 円)																																
増額申請額	円(月額 円)																																
増額期間	年 月 日から 年 月 日まで																																
増額申請の理由																																	
増額後の償還方法	月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)																																

新	旧																								
第11号様式(第10条、第24条、第25条関係) 年 月 日 <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度</td></tr><tr><td>第</td><td>次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 申請人(児童) 住 所 氏 名 母子(父子、寡婦)福祉資金貸付継続申請書 次のとおり母子(父子、寡婦)修学修業資金の借主が死亡しましたが貸付金の継続貸付けを受けたいので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第10条第1項(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第10条第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。 <table><tr><td>死 亡 し た 借 主 の 氏 名</td><td></td></tr><tr><td>死 亡 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度	第	次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	死 亡 し た 借 主 の 氏 名		死 亡 年 月 日	年 月 日	第11号様式(第10条、第24条、第25条関係) 年 月 日 <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度</td></tr><tr><td>第</td><td>次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 申請人(児童) 住 所 氏 名 母子(父子、寡婦)福祉資金貸付継続申請書 次のとおり母子(父子、寡婦)修学修業資金の借主が死亡しましたが貸付金の継続貸付けを受けたいので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第10条第1項(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第10条第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。 <table><tr><td>死 亡 し た 借 主 の 氏 名</td><td></td></tr><tr><td>死 亡 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度	第	次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	死 亡 し た 借 主 の 氏 名		死 亡 年 月 日	年 月 日
貸付区分	年度																								
第	次																								
資 金 名	資金																								
貸付決定 番 号	第 号																								
死 亡 し た 借 主 の 氏 名																									
死 亡 年 月 日	年 月 日																								
貸付区分	年度																								
第	次																								
資 金 名	資金																								
貸付決定 番 号	第 号																								
死 亡 し た 借 主 の 氏 名																									
死 亡 年 月 日	年 月 日																								

新	旧
第 12 号様式～第 14 号様式（略）	第 12 号様式～第 14 号様式（略）

新	旧																				
第15号様式(第12条、第24条、第25条関係) 年 月 日 <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿	貸付区分	年度 第 次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	第15号様式(第12条、第24条、第25条関係) 年 月 日 <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿	貸付区分	年度 第 次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号								
貸付区分	年度 第 次																				
資 金 名	資金																				
貸付決定 番 号	第 号																				
貸付区分	年度 第 次																				
資 金 名	資金																				
貸付決定 番 号	第 号																				
借 主 住 所 氏 名 連帯借主 住 所 氏 名 連帯保証人 住 所 氏 名	借 主 住 所 氏 名 連帯借主 住 所 氏 名 連帯保証人 住 所 氏 名																				
母子(父子、寡婦)福祉資金貸付辞退申出書 次のとおり母子(父子、寡婦)修学資金の貸付けを辞退したいので、青森県母子修業生活 及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第12条第1項(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第12条第1項)の規定により申し出ます。 <table><tr><td>貸 付 額</td><td>円</td></tr><tr><td>貸 付 金 受 領 済 額</td><td>円(各月 円) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)</td></tr><tr><td>貸 付 辞 退 期 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>貸 付 辞 退 理 由</td><td></td></tr><tr><td>貸付辞退後の償還方法</td><td>月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)</td></tr></table> 注 1 母子(父子、寡婦)修学資金又は母子(父子、寡婦)修業資金の貸付辞退の申出の場合は、連帯借主である児童の住所及び氏名を記入すること。 2 連帯保証人がある場合は、当該連帯保証人の住所及び氏名を記入すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸 付 額	円	貸 付 金 受 領 済 額	円(各月 円) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	貸 付 辞 退 期 日	年 月 日	貸 付 辞 退 理 由		貸付辞退後の償還方法	月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	母子(父子、寡婦)福祉資金貸付辞退申出書 次のとおり母子(父子、寡婦)修学資金の貸付けを辞退したいので、青森県母子修業生活 及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第12条第1項(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第12条第1項)の規定により申し出ます。 <table><tr><td>貸 付 額</td><td>円</td></tr><tr><td>貸 付 金 受 領 済 額</td><td>円(各月 円) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)</td></tr><tr><td>貸 付 辞 退 期 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>貸 付 辞 退 理 由</td><td></td></tr><tr><td>貸付辞退後の償還方法</td><td>月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)</td></tr></table> 注 1 母子(父子、寡婦)修学資金又は母子(父子、寡婦)修業資金の貸付辞退の申出の場合は、連帯借主である児童の住所及び氏名を記入し、押印すること。 2 連帯保証人がある場合は、当該連帯保証人の住所及び氏名を記入し、押印すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸 付 額	円	貸 付 金 受 領 済 額	円(各月 円) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	貸 付 辞 退 期 日	年 月 日	貸 付 辞 退 理 由		貸付辞退後の償還方法	月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)
貸 付 額	円																				
貸 付 金 受 領 済 額	円(各月 円) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)																				
貸 付 辞 退 期 日	年 月 日																				
貸 付 辞 退 理 由																					
貸付辞退後の償還方法	月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)																				
貸 付 額	円																				
貸 付 金 受 領 済 額	円(各月 円) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)																				
貸 付 辞 退 期 日	年 月 日																				
貸 付 辞 退 理 由																					
貸付辞退後の償還方法	月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)																				

新	旧																												
第16号様式(第12条、第24条、第25条関係) 年 月 日 <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 借 主 住 所 氏 名 連帯借主 住 所 氏 名 連帯保証人 住 所 氏 名 母子(父子、寡婦)福祉資金貸付減額申出書 修 学 技能習得 次のおり母子(父子、寡婦)資金の貸付額の減額を受けたいので、青森県 修 業 生 活 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第12条第1項(第24条第1項(第25条第1項))におい て準用する同規則第12条第1項)の規定により申し出ます。 <table><tr><td>当初貸付決定額</td><td>円</td></tr><tr><td>貸付金受領済額</td><td>円(各月 円) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)</td></tr><tr><td>減 額 金 額</td><td>円(月額 円)</td></tr><tr><td>減 額 期 間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで (年 月分)</td></tr></table> 注 1 母子(父子、寡婦)修学資金又は母子(父子、寡婦)修業資金の貸付辞退の申出の場 合は、連帯借主である児童の住所及び氏名を記入すること。 2 連帯保証人がある場合は、当該連帯保証人の住所及び氏名を記入すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	当初貸付決定額	円	貸付金受領済額	円(各月 円) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	減 額 金 額	円(月額 円)	減 額 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月分)	第16号様式(第12条、第24条、第25条関係) 年 月 日 <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 借 主 住 所 氏 名 連帯借主 住 所 氏 名 連帯保証人 住 所 氏 名 母子(父子、寡婦)福祉資金貸付減額申出書 修 学 技能習得 次のおり母子(父子、寡婦)資金の貸付額の減額を受けたいので、青森県 修 業 生 活 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第12条第1項(第24条第1項(第25条第1項))におい て準用する同規則第12条第1項)の規定により申し出ます。 <table><tr><td>当初貸付決定額</td><td>円</td></tr><tr><td>貸付金受領済額</td><td>円(各月 円) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)</td></tr><tr><td>減 額 金 額</td><td>円(月額 円)</td></tr><tr><td>減 額 期 間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで (年 月分)</td></tr></table> 注 1 母子(父子、寡婦)修学資金又は母子(父子、寡婦)修業資金の貸付辞退の申出の場 合は、連帯借主である児童の住所及び氏名を記入し、押印すること。 2 連帯保証人がある場合は、当該連帯保証人の住所及び氏名を記入し、押印するこ と。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	当初貸付決定額	円	貸付金受領済額	円(各月 円) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	減 額 金 額	円(月額 円)	減 額 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月分)
貸付区分	年度 第 次																												
資 金 名	資金																												
貸付決定 番 号	第 号																												
当初貸付決定額	円																												
貸付金受領済額	円(各月 円) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)																												
減 額 金 額	円(月額 円)																												
減 額 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月分)																												
貸付区分	年度 第 次																												
資 金 名	資金																												
貸付決定 番 号	第 号																												
当初貸付決定額	円																												
貸付金受領済額	円(各月 円) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)																												
減 額 金 額	円(月額 円)																												
減 額 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月分)																												

新	旧
第 17 号様式（略）	第 17 号様式（略）

新	旧																								
第18号様式(第13条、第24条、第25条関係) 年 月 日 <table><tr><td>貸付区分</td><td>第 年度 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住 所 氏 名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏名〕 — 母子(父子、寡婦)福祉資金償還方法変更申請書 次のとおり 資金の償還方法を変更したいので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第13条第1項(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第13条第1項)の規定により申請します。 <table><tr><td>変更前の償還方法及び期間</td><td>月 年 月 日から 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日まで 年 (年 月間)</td></tr><tr><td>変更する償還方法</td><td>月 年 月 日から 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日まで 年 (年 月間)</td></tr><tr><td>変 更 理 由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	第 年度 次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	変更前の償還方法及び期間	月 年 月 日から 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日まで 年 (年 月間)	変更する償還方法	月 年 月 日から 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日まで 年 (年 月間)	変 更 理 由		第18号様式(第13条、第24条、第25条関係) 年 月 日 <table><tr><td>貸付区分</td><td>第 年度 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住 所 氏 名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏名〕 ㊦ — 母子(父子、寡婦)福祉資金償還方法変更申請書 次のとおり 資金の償還方法を変更したいので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第13条第1項(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第13条第1項)の規定により申請します。 <table><tr><td>変更前の償還方法及び期間</td><td>月 年 月 日から 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日まで 年 (年 月間)</td></tr><tr><td>変更する償還方法</td><td>月 年 月 日から 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日まで 年 (年 月間)</td></tr><tr><td>変 更 理 由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	第 年度 次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	変更前の償還方法及び期間	月 年 月 日から 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日まで 年 (年 月間)	変更する償還方法	月 年 月 日から 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日まで 年 (年 月間)	変 更 理 由	
貸付区分	第 年度 次																								
資 金 名	資金																								
貸付決定 番 号	第 号																								
変更前の償還方法及び期間	月 年 月 日から 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日まで 年 (年 月間)																								
変更する償還方法	月 年 月 日から 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日まで 年 (年 月間)																								
変 更 理 由																									
貸付区分	第 年度 次																								
資 金 名	資金																								
貸付決定 番 号	第 号																								
変更前の償還方法及び期間	月 年 月 日から 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日まで 年 (年 月間)																								
変更する償還方法	月 年 月 日から 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日まで 年 (年 月間)																								
変 更 理 由																									

新	旧
第 19 号様式～第 20 号様式（略）	第 19 号様式～第 20 号様式（略）

新	旧																																				
第21号様式(第14条、第24条、第25条関係) 年 月 日 <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>次</td></tr><tr><td>貸付決定番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住 所 氏 名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 — 母子(父子、寡婦)福祉資金繰上償還申出書 次のとおり 資金の繰上償還をしたいので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第14条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第14条)の規定により申し出ます。 <table><tr><td>借 受 総 額</td><td>円</td></tr><tr><td>償 還 済 額</td><td>円(内利子 円)</td></tr><tr><td>繰上償還額及び年月日</td><td>繰上償還 月 日 借上償還額 円 年 月 日</td></tr><tr><td>借受残額(元金)</td><td>円</td></tr><tr><td>借受残額の償還方法</td><td>月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)</td></tr><tr><td>繰 上 償 還 理 由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度	資 金 名	次	貸付決定番 号	第 号	借 受 総 額	円	償 還 済 額	円(内利子 円)	繰上償還額及び年月日	繰上償還 月 日 借上償還額 円 年 月 日	借受残額(元金)	円	借受残額の償還方法	月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	繰 上 償 還 理 由		第21号様式(第14条、第24条、第25条関係) 年 月 日 <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>次</td></tr><tr><td>貸付決定番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住 所 氏 名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 ㊟ — 母子(父子、寡婦)福祉資金繰上償還申出書 次のとおり 資金の繰上償還をしたいので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第14条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第14条)の規定により申し出ます。 <table><tr><td>借 受 総 額</td><td>円</td></tr><tr><td>償 還 済 額</td><td>円(内利子 円)</td></tr><tr><td>繰上償還額及び年月日</td><td>繰上償還 月 日 借上償還額 円 年 月 日</td></tr><tr><td>借受残額(元金)</td><td>円</td></tr><tr><td>借受残額の償還方法</td><td>月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)</td></tr><tr><td>繰 上 償 還 理 由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度	資 金 名	次	貸付決定番 号	第 号	借 受 総 額	円	償 還 済 額	円(内利子 円)	繰上償還額及び年月日	繰上償還 月 日 借上償還額 円 年 月 日	借受残額(元金)	円	借受残額の償還方法	月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	繰 上 償 還 理 由	
貸付区分	年度																																				
資 金 名	次																																				
貸付決定番 号	第 号																																				
借 受 総 額	円																																				
償 還 済 額	円(内利子 円)																																				
繰上償還額及び年月日	繰上償還 月 日 借上償還額 円 年 月 日																																				
借受残額(元金)	円																																				
借受残額の償還方法	月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)																																				
繰 上 償 還 理 由																																					
貸付区分	年度																																				
資 金 名	次																																				
貸付決定番 号	第 号																																				
借 受 総 額	円																																				
償 還 済 額	円(内利子 円)																																				
繰上償還額及び年月日	繰上償還 月 日 借上償還額 円 年 月 日																																				
借受残額(元金)	円																																				
借受残額の償還方法	月 半年賦 1回の賦金 円(回) 年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)																																				
繰 上 償 還 理 由																																					

新	旧
第 22 号様式（略）	第 22 号様式（略）

新	旧																								
第23号様式(第16条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住所 氏名 個人番号 母子(父子、寡婦)福祉資金償還免除申請書 次のとおり 資金の償還未納額の償還免除を受けたいので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第16条第1項(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第16条第1項)の規定により申請します。 <table><tr><td>未償還額</td><td>円</td></tr><tr><td>同上のうち償還免除を受けようとする額</td><td>円</td></tr><tr><td>償還免除を受けようとする理由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番号	第 号	未償還額	円	同上のうち償還免除を受けようとする額	円	償還免除を受けようとする理由		第23号様式(第16条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住所 氏名 個人番号 母子(父子、寡婦)福祉資金償還免除申請書 次のとおり 資金の償還未納額の償還免除を受けたいので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第16条第1項(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第16条第1項)の規定により申請します。 <table><tr><td>未償還額</td><td>円</td></tr><tr><td>同上のうち償還免除を受けようとする額</td><td>円</td></tr><tr><td>償還免除を受けようとする理由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番号	第 号	未償還額	円	同上のうち償還免除を受けようとする額	円	償還免除を受けようとする理由	
貸付区分	年度 第 次																								
資金名	資金																								
貸付決定 番号	第 号																								
未償還額	円																								
同上のうち償還免除を受けようとする額	円																								
償還免除を受けようとする理由																									
貸付区分	年度 第 次																								
資金名	資金																								
貸付決定 番号	第 号																								
未償還額	円																								
同上のうち償還免除を受けようとする額	円																								
償還免除を受けようとする理由																									

新	旧																								
第24号様式(第16条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住 所 氏 名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏名〕 一 母子(父子、寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書 次のとおり、 資金の償還金の支払猶予を受けたいので、青森県母子及び父 子並びに寡婦福祉法施行細則第16条第1項(第24条第1項(第25条第1項))において準用する 同規則第16条第1項)の規定により申請します。 <table><tr><td>償 還 金 額</td><td>月 半年賦 1回の賦金 円 年</td></tr><tr><td>支払猶予を受ける期間 及 び 賦 金</td><td>年 月 日から 月 1回の賦金 年 月間半年賦 年 月 日まで 年 (回分)</td></tr><tr><td>支払猶予を受けようと す る 理 由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	償 還 金 額	月 半年賦 1回の賦金 円 年	支払猶予を受ける期間 及 び 賦 金	年 月 日から 月 1回の賦金 年 月間半年賦 年 月 日まで 年 (回分)	支払猶予を受けようと す る 理 由		第24号様式(第16条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住 所 氏 名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏名〕 ㊟ 母子(父子、寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書 次のとおり、 資金の償還金の支払猶予を受けたいので、青森県母子及び父 子並びに寡婦福祉法施行細則第16条第1項(第24条第1項(第25条第1項))において準用する 同規則第16条第1項)の規定により申請します。 <table><tr><td>償 還 金 額</td><td>月 半年賦 1回の賦金 円 年</td></tr><tr><td>支払猶予を受ける期間 及 び 賦 金</td><td>年 月 日から 月 1回の賦金 年 月間半年賦 年 月 日まで 年 (回分)</td></tr><tr><td>支払猶予を受けようと す る 理 由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	償 還 金 額	月 半年賦 1回の賦金 円 年	支払猶予を受ける期間 及 び 賦 金	年 月 日から 月 1回の賦金 年 月間半年賦 年 月 日まで 年 (回分)	支払猶予を受けようと す る 理 由	
貸付区分	年度 第 次																								
資 金 名	資金																								
貸付決定 番 号	第 号																								
償 還 金 額	月 半年賦 1回の賦金 円 年																								
支払猶予を受ける期間 及 び 賦 金	年 月 日から 月 1回の賦金 年 月間半年賦 年 月 日まで 年 (回分)																								
支払猶予を受けようと す る 理 由																									
貸付区分	年度 第 次																								
資 金 名	資金																								
貸付決定 番 号	第 号																								
償 還 金 額	月 半年賦 1回の賦金 円 年																								
支払猶予を受ける期間 及 び 賦 金	年 月 日から 月 1回の賦金 年 月間半年賦 年 月 日まで 年 (回分)																								
支払猶予を受けようと す る 理 由																									

新	旧
第 25 号様式～第 28 号様式（略）	第 25 号様式～第 28 号様式（略）

新	旧																				
第29号様式(第17条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住 所 氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名) ー 事業計画等変更申請書 次のとおり変更したいので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第17条第1項(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第17条第1項)の規定により承認を申請します。 <table><tr><td>変 更 前</td><td></td></tr><tr><td>変 更 後</td><td></td></tr></table> 注 1 貸付金により得た財産を担保に供し、又は譲渡しようとするときは、その額と担保又は譲渡を受ける者の住所、氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び職業を変更後の欄に記入すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	変 更 前		変 更 後		第29号様式(第17条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住 所 氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名) ㊟ 事業計画等変更申請書 次のとおり変更したいので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第17条第1項(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第17条第1項)の規定により承認を申請します。 <table><tr><td>変 更 前</td><td></td></tr><tr><td>変 更 後</td><td></td></tr></table> 注 1 貸付金により得た財産を担保に供し、又は譲渡しようとするときは、その額と担保又は譲渡を受ける者の住所、氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び職業を変更後の欄に記入すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	変 更 前		変 更 後	
貸付区分	年度 第 次																				
資 金 名	資金																				
貸付決定 番 号	第 号																				
変 更 前																					
変 更 後																					
貸付区分	年度 第 次																				
資 金 名	資金																				
貸付決定 番 号	第 号																				
変 更 前																					
変 更 後																					

新	旧
第 30 号様式～第 32 号様式（略）	第 30 号様式～第 32 号様式（略）

新	旧																																				
第33号様式(第20条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住所 氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕 一 母子(父子、寡婦)福祉資金違約金不徴収申請書 次のとおり 資金の償還金を支払期日までに支払うことができないので、違約金の不徴収について、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第20条第1項(第24条第1項(第25条第1項)において準用する同規則第20条第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。 <table><tr><td>支払の遅れる償還金</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td><td>年 月間 月 半年賦 年</td><td>1回の賦金 円 (回)</td></tr><tr><td>支払可能年月日</td><td colspan="3">年 月 日</td></tr><tr><td>支払の遅れる理由</td><td colspan="3"></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番 号	第 号	支払の遅れる償還金	年 月 日から 年 月 日まで	年 月間 月 半年賦 年	1回の賦金 円 (回)	支払可能年月日	年 月 日			支払の遅れる理由				第33号様式(第20条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住所 氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕 ㊞ 母子(父子、寡婦)福祉資金違約金不徴収申請書 次のとおり 資金の償還金を支払期日までに支払うことができないので、違約金の不徴収について、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第20条第1項(第24条第1項(第25条第1項)において準用する同規則第20条第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。 <table><tr><td>支払の遅れる償還金</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td><td>年 月間 月 半年賦 年</td><td>1回の賦金 円 (回)</td></tr><tr><td>支払可能年月日</td><td colspan="3">年 月 日</td></tr><tr><td>支払の遅れる理由</td><td colspan="3"></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番 号	第 号	支払の遅れる償還金	年 月 日から 年 月 日まで	年 月間 月 半年賦 年	1回の賦金 円 (回)	支払可能年月日	年 月 日			支払の遅れる理由			
貸付区分	年度 第 次																																				
資金名	資金																																				
貸付決定 番 号	第 号																																				
支払の遅れる償還金	年 月 日から 年 月 日まで	年 月間 月 半年賦 年	1回の賦金 円 (回)																																		
支払可能年月日	年 月 日																																				
支払の遅れる理由																																					
貸付区分	年度 第 次																																				
資金名	資金																																				
貸付決定 番 号	第 号																																				
支払の遅れる償還金	年 月 日から 年 月 日まで	年 月間 月 半年賦 年	1回の賦金 円 (回)																																		
支払可能年月日	年 月 日																																				
支払の遅れる理由																																					

新	旧
第 34 号様式～第 35 号様式（略）	第 34 号様式～第 35 号様式（略）

新	旧																								
第36号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住所 氏名 <u>〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕</u> 一 事業廃止届 次のとおり 資金の貸付けの対象となつた事業を廃止したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>貸付対象事業名</td><td></td></tr><tr><td>同上の廃止年月日</td><td></td></tr><tr><td>廃止事由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番号	第 号	貸付対象事業名		同上の廃止年月日		廃止事由		第36号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住所 氏名 <u>〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕</u> ㊞ 事業廃止届 次のとおり 資金の貸付けの対象となつた事業を廃止したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>貸付対象事業名</td><td></td></tr><tr><td>同上の廃止年月日</td><td></td></tr><tr><td>廃止事由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番号	第 号	貸付対象事業名		同上の廃止年月日		廃止事由	
貸付区分	年度 第 次																								
資金名	資金																								
貸付決定 番号	第 号																								
貸付対象事業名																									
同上の廃止年月日																									
廃止事由																									
貸付区分	年度 第 次																								
資金名	資金																								
貸付決定 番号	第 号																								
貸付対象事業名																									
同上の廃止年月日																									
廃止事由																									

新	旧																				
第37号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住所 氏 名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏名〕 一 被災届 次のとおり被災したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>被災者の氏名及び住所</td><td></td></tr><tr><td>災害による被災の状況</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番 号	第 号	被災者の氏名及び住所		災害による被災の状況		第37号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住所 氏 名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏名〕 ㊟ 被災届 次のとおり被災したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>被災者の氏名及び住所</td><td></td></tr><tr><td>災害による被災の状況</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番 号	第 号	被災者の氏名及び住所		災害による被災の状況	
貸付区分	年度 第 次																				
資金名	資金																				
貸付決定 番 号	第 号																				
被災者の氏名及び住所																					
災害による被災の状況																					
貸付区分	年度 第 次																				
資金名	資金																				
貸付決定 番 号	第 号																				
被災者の氏名及び住所																					
災害による被災の状況																					

新	旧																								
第38号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 年 月 日 青森県知事 殿 住 所 氏 名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏名〕 一 氏 名 等 変 更 届 次のとおり氏名(名称、住所)を変更したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法 施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定によ り届け出ます。 <table><tr><td>新 氏 名(名称、住所)</td><td></td></tr><tr><td>旧 氏 名(名称、住所)</td><td></td></tr><tr><td>変 更 の 理 由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	新 氏 名(名称、住所)		旧 氏 名(名称、住所)		変 更 の 理 由		第38号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 年 月 日 青森県知事 殿 住 所 氏 名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏名〕 ㊟ 氏 名 等 変 更 届 次のとおり氏名(名称、住所)を変更したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法 施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定によ り届け出ます。 <table><tr><td>新 氏 名(名称、住所)</td><td></td></tr><tr><td>旧 氏 名(名称、住所)</td><td></td></tr><tr><td>変 更 の 理 由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	新 氏 名(名称、住所)		旧 氏 名(名称、住所)		変 更 の 理 由	
貸付区分	年度 第 次																								
資 金 名	資金																								
貸付決定 番 号	第 号																								
新 氏 名(名称、住所)																									
旧 氏 名(名称、住所)																									
変 更 の 理 由																									
貸付区分	年度 第 次																								
資 金 名	資金																								
貸付決定 番 号	第 号																								
新 氏 名(名称、住所)																									
旧 氏 名(名称、住所)																									
変 更 の 理 由																									

新	旧																				
第39号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住 所 氏 名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏名〕 ー 仮 差 押 等 処 分 届 次のとおり仮差押等の処分を受けたので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行 細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届 け出ます。 <table><tr><td>仮 差 押 等 の 処 分 を 受 け た 者</td><td></td></tr><tr><td>仮差押等の処分の状況 及 び そ の 理 由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	仮 差 押 等 の 処 分 を 受 け た 者		仮差押等の処分の状況 及 び そ の 理 由		第39号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住 所 氏 名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏名〕 ㊟ 仮 差 押 等 処 分 届 次のとおり仮差押等の処分を受けたので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行 細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届 け出ます。 <table><tr><td>仮 差 押 等 の 処 分 を 受 け た 者</td><td></td></tr><tr><td>仮差押等の処分の状況 及 び そ の 理 由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	仮 差 押 等 の 処 分 を 受 け た 者		仮差押等の処分の状況 及 び そ の 理 由	
貸付区分	年度 第 次																				
資 金 名	資金																				
貸付決定 番 号	第 号																				
仮 差 押 等 の 処 分 を 受 け た 者																					
仮差押等の処分の状況 及 び そ の 理 由																					
貸付区分	年度 第 次																				
資 金 名	資金																				
貸付決定 番 号	第 号																				
仮 差 押 等 の 処 分 を 受 け た 者																					
仮差押等の処分の状況 及 び そ の 理 由																					

新	旧																
第40号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住所 氏名 死亡届 次の者が死亡したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>死亡した借主等の住所 氏名(死亡年月日)</td><td>住所 氏名 (死亡年月日)</td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番号	第 号	死亡した借主等の住所 氏名(死亡年月日)	住所 氏名 (死亡年月日)	第40号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 住所 氏名 死亡届 次の者が死亡したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>死亡した借主等の住所 氏名(死亡年月日)</td><td>住所 氏名 (死亡年月日)</td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番号	第 号	死亡した借主等の住所 氏名(死亡年月日)	住所 氏名 (死亡年月日)
貸付区分	年度 第 次																
資金名	資金																
貸付決定 番号	第 号																
死亡した借主等の住所 氏名(死亡年月日)	住所 氏名 (死亡年月日)																
貸付区分	年度 第 次																
資金名	資金																
貸付決定 番号	第 号																
死亡した借主等の住所 氏名(死亡年月日)	住所 氏名 (死亡年月日)																

新	旧														
第41号様式（第21条、第24条、第25条関係） <table><tr><td>貸付区分</td><td>第 年度 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資 金</td></tr><tr><td>貸付決定番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 借 主 住 所 氏 名 連帯借主（児童） 住 所 氏 名 大学等修学支援決定届 次のとおり大学等修学支援を受けることとなつたので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条（第24条第1項（第25条第1項）において準用する同規則第21条）の規定により届け出ます。 <table><tr><td>学 資 支 給</td><td>月額</td><td>円（ 年 月分から 年 月分まで）</td></tr><tr><td rowspan="2">授業料等減免</td><td>入学金減免額</td><td>円</td></tr><tr><td>授業料減免額</td><td>円（ 年 月分から 年 月分まで）</td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	第 年度 次	資 金 名	資 金	貸付決定番 号	第 号	学 資 支 給	月額	円（ 年 月分から 年 月分まで）	授業料等減免	入学金減免額	円	授業料減免額	円（ 年 月分から 年 月分まで）	(新設)
貸付区分	第 年度 次														
資 金 名	資 金														
貸付決定番 号	第 号														
学 資 支 給	月額	円（ 年 月分から 年 月分まで）													
授業料等減免	入学金減免額	円													
	授業料減免額	円（ 年 月分から 年 月分まで）													

新	旧																																
第42号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 借主 住所 氏名 連帯借主(児童) 住所 氏名 休学届 次のとおり休学したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>就学状況</td><td>学校名 部 科 年在学中</td></tr><tr><td>休学年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>休学期間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで(年 月間)</td></tr><tr><td>休学の理由</td><td></td></tr><tr><td>貸付金の既受領済額</td><td>円 年 月 日から 年 月分 日まで (各月 円)</td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番号	第 号	就学状況	学校名 部 科 年在学中	休学年月日	年 月 日	休学期間	年 月 日から 年 月 日まで(年 月間)	休学の理由		貸付金の既受領済額	円 年 月 日から 年 月分 日まで (各月 円)	第41号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 借主 住所 氏名 連帯借主(児童) 住所 氏名 休学届 次のとおり休学したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>就学状況</td><td>学校名 部 科 年在学中</td></tr><tr><td>休学年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>休学期間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで(年 月間)</td></tr><tr><td>休学の理由</td><td></td></tr><tr><td>貸付金の既受領済額</td><td>円 年 月 日から 年 月分 日まで (各月 円)</td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番号	第 号	就学状況	学校名 部 科 年在学中	休学年月日	年 月 日	休学期間	年 月 日から 年 月 日まで(年 月間)	休学の理由		貸付金の既受領済額	円 年 月 日から 年 月分 日まで (各月 円)
貸付区分	年度 第 次																																
資金名	資金																																
貸付決定 番号	第 号																																
就学状況	学校名 部 科 年在学中																																
休学年月日	年 月 日																																
休学期間	年 月 日から 年 月 日まで(年 月間)																																
休学の理由																																	
貸付金の既受領済額	円 年 月 日から 年 月分 日まで (各月 円)																																
貸付区分	年度 第 次																																
資金名	資金																																
貸付決定 番号	第 号																																
就学状況	学校名 部 科 年在学中																																
休学年月日	年 月 日																																
休学期間	年 月 日から 年 月 日まで(年 月間)																																
休学の理由																																	
貸付金の既受領済額	円 年 月 日から 年 月分 日まで (各月 円)																																

新	旧																								
第43号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 借 主 住 所 氏 名 連帯借主(児童) 住 所 氏 名 復 学 届 次のとおり復学したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>在 学 状 況</td><td>学校名 部 科 年在学中</td></tr><tr><td>復 学 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>休 学 し た 期 間</td><td>年 月 日から 年 月間 年 月 日まで</td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番号	第 号	在 学 状 況	学校名 部 科 年在学中	復 学 年 月 日	年 月 日	休 学 し た 期 間	年 月 日から 年 月間 年 月 日まで	第42号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 借 主 住 所 氏 名 連帯借主(児童) 住 所 氏 名 復 学 届 次のとおり復学したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>在 学 状 況</td><td>学校名 部 科 年在学中</td></tr><tr><td>復 学 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>休 学 し た 期 間</td><td>年 月 日から 年 月間 年 月 日まで</td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番号	第 号	在 学 状 況	学校名 部 科 年在学中	復 学 年 月 日	年 月 日	休 学 し た 期 間	年 月 日から 年 月間 年 月 日まで
貸付区分	年度 第 次																								
資金名	資金																								
貸付決定 番号	第 号																								
在 学 状 況	学校名 部 科 年在学中																								
復 学 年 月 日	年 月 日																								
休 学 し た 期 間	年 月 日から 年 月間 年 月 日まで																								
貸付区分	年度 第 次																								
資金名	資金																								
貸付決定 番号	第 号																								
在 学 状 況	学校名 部 科 年在学中																								
復 学 年 月 日	年 月 日																								
休 学 し た 期 間	年 月 日から 年 月間 年 月 日まで																								

新	旧																								
第44号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 借 主 住 所 氏 名 連帯借主(児童) 住 所 氏 名 転 校 届 次のとおり転校したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>新 在 学 校</td><td>学校名 部 科 年在学(転入)</td></tr><tr><td>旧 在 学 校</td><td>学校名 部 科 年</td></tr><tr><td>転 校 の 理 由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番 号	第 号	新 在 学 校	学校名 部 科 年在学(転入)	旧 在 学 校	学校名 部 科 年	転 校 の 理 由		第43号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 借 主 住 所 氏 名 連帯借主(児童) 住 所 氏 名 転 校 届 次のとおり転校したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>新 在 学 校</td><td>学校名 部 科 年在学(転入)</td></tr><tr><td>旧 在 学 校</td><td>学校名 部 科 年</td></tr><tr><td>転 校 の 理 由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番 号	第 号	新 在 学 校	学校名 部 科 年在学(転入)	旧 在 学 校	学校名 部 科 年	転 校 の 理 由	
貸付区分	年度 第 次																								
資金名	資金																								
貸付決定 番 号	第 号																								
新 在 学 校	学校名 部 科 年在学(転入)																								
旧 在 学 校	学校名 部 科 年																								
転 校 の 理 由																									
貸付区分	年度 第 次																								
資金名	資金																								
貸付決定 番 号	第 号																								
新 在 学 校	学校名 部 科 年在学(転入)																								
旧 在 学 校	学校名 部 科 年																								
転 校 の 理 由																									

新	旧																								
第45号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 借主 住所 氏名 技能修得先変更届 次のとおり技能修得先を変更したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>新技能修得先</td><td></td></tr><tr><td>旧技能修得先</td><td></td></tr><tr><td>技能修得先変更の理由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番号	第 号	新技能修得先		旧技能修得先		技能修得先変更の理由		第44号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資金名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 借主 住所 氏名 技能修得先変更届 次のとおり技能修得先を変更したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>新技能修得先</td><td></td></tr><tr><td>旧技能修得先</td><td></td></tr><tr><td>技能修得先変更の理由</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資金名	資金	貸付決定 番号	第 号	新技能修得先		旧技能修得先		技能修得先変更の理由	
貸付区分	年度 第 次																								
資金名	資金																								
貸付決定 番号	第 号																								
新技能修得先																									
旧技能修得先																									
技能修得先変更の理由																									
貸付区分	年度 第 次																								
資金名	資金																								
貸付決定 番号	第 号																								
新技能修得先																									
旧技能修得先																									
技能修得先変更の理由																									

新	旧																										
第46号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td colspan="2">資 金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td><td></td></tr></table> 青森県知事 殿 住 所 氏 名 就 職 先 変 更 届 次のとおり就職先を変更したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項)において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>新 就 職 先</td><td>(就職 年 月 日)</td></tr><tr><td>旧 就 職 先</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	年 月 日	資 金 名	資 金		貸付決定 番 号	第 号		新 就 職 先	(就職 年 月 日)	旧 就 職 先		第45号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td colspan="2">資 金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td><td></td></tr></table> 青森県知事 殿 住 所 氏 名 就 職 先 変 更 届 次のとおり就職先を変更したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項)において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>新 就 職 先</td><td>(就職 年 月 日)</td></tr><tr><td>旧 就 職 先</td><td></td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	年 月 日	資 金 名	資 金		貸付決定 番 号	第 号		新 就 職 先	(就職 年 月 日)	旧 就 職 先	
貸付区分	年度 第 次	年 月 日																									
資 金 名	資 金																										
貸付決定 番 号	第 号																										
新 就 職 先	(就職 年 月 日)																										
旧 就 職 先																											
貸付区分	年度 第 次	年 月 日																									
資 金 名	資 金																										
貸付決定 番 号	第 号																										
新 就 職 先	(就職 年 月 日)																										
旧 就 職 先																											

新	旧																				
第47号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 借 主 住 所 氏 名 連帯借主(児童) 住 所 氏 名 資 格 喪 失 届 次のとおり 資金の貸付けを受ける資格がなくなつたので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>資 格 喪 失 の 理 由 (母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第12条第 項(第31条の7(第38条))において準用する同令第12条第項)該当)</td><td></td></tr><tr><td>同上理由発生年月日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	資 格 喪 失 の 理 由 (母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第12条第 項(第31条の7(第38条))において準用する同令第12条第項)該当)		同上理由発生年月日	年 月 日	第46号様式(第21条、第24条、第25条関係) <table><tr><td>貸付区分</td><td>年度 第 次</td></tr><tr><td>資 金 名</td><td>資金</td></tr><tr><td>貸付決定 番 号</td><td>第 号</td></tr></table> 青森県知事 殿 借 主 住 所 氏 名 連帯借主(児童) 住 所 氏 名 資 格 喪 失 届 次のとおり 資金の貸付けを受ける資格がなくなつたので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。 <table><tr><td>資 格 喪 失 の 理 由 (母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第12条第 項(第31条の7(第38条))において準用する同令第12条第項)該当)</td><td></td></tr><tr><td>同上理由発生年月日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	貸付区分	年度 第 次	資 金 名	資金	貸付決定 番 号	第 号	資 格 喪 失 の 理 由 (母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第12条第 項(第31条の7(第38条))において準用する同令第12条第項)該当)		同上理由発生年月日	年 月 日
貸付区分	年度 第 次																				
資 金 名	資金																				
貸付決定 番 号	第 号																				
資 格 喪 失 の 理 由 (母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第12条第 項(第31条の7(第38条))において準用する同令第12条第項)該当)																					
同上理由発生年月日	年 月 日																				
貸付区分	年度 第 次																				
資 金 名	資金																				
貸付決定 番 号	第 号																				
資 格 喪 失 の 理 由 (母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第12条第 項(第31条の7(第38条))において準用する同令第12条第項)該当)																					
同上理由発生年月日	年 月 日																				

新

第48号様式(第21条、第24条、第25条関係)

貸付区分	年度 第 次
資金名	資金
貸付決定 番号	第 号

年 月 日

青森県知事 殿

法人の住所
法人の名称
代表者氏名

役員等異動届

次のとおり役員(事業に使用されている配偶者のない女子(配偶者のない男子))に異動があつたので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項)において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。

異動の状況	
-------	--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

旧

第47号様式(第21条、第24条、第25条関係)

貸付区分	年度 第 次
資金名	資金
貸付決定 番号	第 号

年 月 日

青森県知事 殿

法人の住所
法人の名称
代表者氏名



役員等異動届

次のとおり役員(事業に使用されている配偶者のない女子(配偶者のない男子))に異動があつたので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項)において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。

異動の状況	
-------	--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

新

第49号様式(第22条、第24条、第25条関係)

貸付区分		貸 付 台 帳													
借受者	氏 名						住所変更年月日	本 籍	種 類	支 給 額	円				
	生年月日	年	月	日	生										
	続 柄														
児 童	氏 名						母子(父、寡婦)家庭(孤児)となった原因	扶助又は年金の有無	円	種 類	支 給 額				
	生 年 月 日	年 月 日 生	年 月 日 生	年 月 日 生	年 月 日 生										
	生 年 月 日	年 月 日 生	年 月 日 生	年 月 日 生	年 月 日 生										
借受者	就職先、技能習得先又は事業の名称						変更年月日	修学、修業又は就職先名	続柄	氏 名	変更年月日				
保氏証人名	住 所						職 業	収 入	円	変更年月日	円				
貸付決定番号	第 号	貸付種類	資金	貸付総額	円	月	円	増減額	円	貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで	決年月日	年 月 日		
貸付金の交付	送年月日	金額	累計	送年月日	金額	累計	送年月日	金額	累計	送年月日	金額	累計	送年月日	金額	累計
償還方法	年償還賦	払込金額	円	払込回数	回	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更年月日	据置期間	年 月	利 子	年無	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	年償還賦	払込金額	円	払込回数	回	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更年月日	据置期間	年 月	利 子	年無	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	年償還賦	払込金額	円	払込回数	回	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更年月日	据置期間	年 月	利 子	年無	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
摘要															

注 用紙の大きさは、日本産業規格B4横長とする。

旧

第48号様式(第22条、第24条、第25条関係)

貸付区分		貸 付 台 帳													
借受者	氏 名						住所変更年月日	本 籍	種 類	支 給 額	円				
	生年月日	年	月	日	生										
	続 柄														
児 童	氏 名						母子(父、寡婦)家庭(孤児)となった原因	扶助又は年金の有無	円	種 類	支 給 額				
	生 年 月 日	年 月 日 生	年 月 日 生	年 月 日 生	年 月 日 生										
	生 年 月 日	年 月 日 生	年 月 日 生	年 月 日 生	年 月 日 生										
借受者	就職先、技能習得先又は事業の名称						変更年月日	修学、修業又は就職先名	続柄	氏 名	変更年月日				
保氏証人名	住 所						職 業	収 入	円	変更年月日	円				
貸付決定番号	第 号	貸付種類	資金	貸付総額	円	月	円	増減額	円	貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで	決年月日	年 月 日		
貸付金の交付	送年月日	金額	累計	送年月日	金額	累計	送年月日	金額	累計	送年月日	金額	累計	送年月日	金額	累計
償還方法	年償還賦	払込金額	円	払込回数	回	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更年月日	据置期間	年 月	利 子	年無	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	年償還賦	払込金額	円	払込回数	回	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更年月日	据置期間	年 月	利 子	年無	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	年償還賦	払込金額	円	払込回数	回	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更年月日	据置期間	年 月	利 子	年無	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
摘要															

注 用紙の大きさは、日本産業規格B4横長とする。

[illegible][illegible]

新	旧
第50号様式(第23条、第24条、第25条関係) 番 号 年 月 日 青森県知事 殿 住 所 氏 名 法人にあつては、名 称及び代表者の氏名 一 母子家庭(父子家庭、寡婦)日常生活支援事業開始届書 母子家庭(父子家庭、寡婦)日常生活支援事業を開始するので、母子及び父子並びに寡婦福祉法第20条(第31条の7第4項において準用する第20条、第33条第4項)の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出です。 記 1 経営者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地) 2 条例、定款その他の基本約款 3 職員の定数及び職務の内容 4 主な職員の氏名及び経歴 5 事業開始の予定年月日 (添付書類) 1 収支予算書 2 事業計画書 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	第49号様式(第23条、第24条、第25条関係) 番 号 年 月 日 青森県知事 殿 住 所 氏 名 法人にあつては、名 称及び代表者の氏名 ㊟ 母子家庭(父子家庭、寡婦)日常生活支援事業開始届書 母子家庭(父子家庭、寡婦)日常生活支援事業を開始するので、母子及び父子並びに寡婦福祉法第20条(第31条の7第4項において準用する第20条、第33条第4項)の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出です。 記 1 経営者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地) 2 条例、定款その他の基本約款 3 職員の定数及び職務の内容 4 主な職員の氏名及び経歴 5 事業開始の予定年月日 (添付書類) 1 収支予算書 2 事業計画書 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

新	旧
第51号様式(第23条、第24条、第25条関係) 番 号 年 月 日 青森県知事 殿 住 所 氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕 — 母子家庭(父子家庭、寡婦)日常生活支援事業変更届書 母子家庭(父子家庭、寡婦)日常生活支援事業について届出した事項を変更する(変更した)ので、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第4条(第6条の17の4(第7条)において準用する同令第4条)の規定により、下記のとおり届け出ます。 記 1 変 更 の 事 項 2 変 更 の 理 由 3 変 更 の 時 間 4 その他参考事項 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	第50号様式(第23条、第24条、第25条関係) 番 号 年 月 日 青森県知事 殿 住 所 氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕 ㊟ 母子家庭(父子家庭、寡婦)日常生活支援事業変更届書 母子家庭(父子家庭、寡婦)日常生活支援事業について届出した事項を変更する(変更した)ので、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第4条(第6条の17の4(第7条)において準用する同令第4条)の規定により、下記のとおり届け出ます。 記 1 変 更 の 事 項 2 変 更 の 理 由 3 変 更 の 時 間 4 その他参考事項 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

新	旧
第52号様式(第23条、第24条、第25条関係) 番 号 年 月 日 青森県知事 殿 住 所 氏 名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 一 母子家庭(父子家庭、寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届書 母子家庭(父子家庭、寡婦)日常生活支援事業を廃止(休止)したいので、母子及び父子並びに寡婦福祉法第21条(第31条の7第4項(第33条第5項)において準用する同法第21条)の規定により、下記のとおり届け出ます。 記 1 廃止(休止)しようとする年月日 (休止の場合は、休止の予定期間も記入すること。) 2 廃止(休止)の理由 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	第51号様式(第23条、第24条、第25条関係) 番 号 年 月 日 青森県知事 殿 住 所 氏 名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 ㊟ 母子家庭(父子家庭、寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届書 母子家庭(父子家庭、寡婦)日常生活支援事業を廃止(休止)したいので、母子及び父子並びに寡婦福祉法第21条(第31条の7第4項(第33条第5項)において準用する同法第21条)の規定により、下記のとおり届け出ます。 記 1 廃止(休止)しようとする年月日 (休止の場合は、休止の予定期間も記入すること。) 2 廃止(休止)の理由 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。